

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○私立学校振興助成法に基づく監査事項及び私立学校振興助成法施行規則に基づく監査書類 (文教課)	433
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	434
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (〃)	435
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 (〃)	436
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止 (地域福祉推進課)	436
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 (〃)	437
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止 (〃)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	438
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (〃)	〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅政策課)	〃

公 告

○家畜体内受精卵移植に関する講習会及び修業試験の実施 (畜産課)	439
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局)	440
○都市計画法に基づく工事完了 (山城南土木事務所)	442

告 示

京都府告示第338号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定による監査に係る監査事項(以下「監査事項」

という。)及び私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号。以下「助成法施行規則」という。）第2条第4号に規定する所轄庁が定める書類（以下「監査書類」という。）を次のとおり定め、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

なお、私立学校振興助成法に基づく監査事項を指定した告示（平成28年京都府告示第636号）は、廃止する。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 監査事項は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（私立学校法（昭和24年法律第270号）第103条第2項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書が作成されているかどうかとする。
- 2 監査書類は、人件費支出内訳表が助成法施行規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

京都府告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
ユタカ薬局宇治御蔵山	宇治市木幡平尾 4	株式会社ユタカファーマシー	令 7. 6. 1
医療法人社団片岡診療所薬師堂かたおかクリニック	長岡京市今里西ノロ 7 の 1	医療法人社団片岡診療所	〃
医療法人優志会ちゅうしょクリニック	京田辺市山手西 2 丁目 2 の 10 日東センタービル 2 F	医療法人優志会	7. 5. 1
医療法人彩都美会ほりうち形成外科	相楽郡精華町山田心蓮寺 10 の 1	医療法人彩都美会	〃

京都府告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	変 更 年月日
新 医療法人社団石鎚会田辺中央クリニック	京田辺市田辺中央 6 丁目 3 の 2 マジェスティ・セントラルビル 2 F	医療法人社団石鎚会	令 7. 5. 1
旧 医療法人社団石鎚会石丸医院			

京都府告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
ちゅうしょクリニック	京田辺市山手西 2 の 2 の 10 日東センタービル 2 F	中所 英樹	令 7. 4. 30
河村歯科医院	〃 松井ヶ丘 1 丁目 11 の 2	河村 裕行	〃
ほりうち形成外科	相楽郡精華町山田心蓮寺 10 の 1	堀内 あい	〃

京都府告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	休 止 年月日
梅ヶ丘薬局	長岡京市下海印寺横山 2 の 1	福田 幸彦	令 7. 4. 1
医療法人社団石鎚会松井山手クリニック	京田辺市山手東 2 丁目 3 D-101	医療法人社団石鎚会	7. 5. 1

京都府告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事 業 所 の 名 称	所 在 地	廃 止 年月日
頼田 和昇	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	頼田内科医院	福知山市字天田473の1	令 4. 7. 1
医療法人晴楓会	〃	医療法人晴楓会洛西医院	向日市鶏冠井町楓畑25	7. 1. 31

京都府告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
小泉 早苗	公益社団法人信和会川端鍼灸治療院	京都市左京区冷泉通川端東入中川町188	令 7. 5. 9
木村 直子	木村治療院南丹分院	南丹市八木町鳥羽島栄本11	7. 5. 23
大橋 亨	石山東洋鍼灸・整骨院	大津市松原町4の8 リバーサイド桂1 F T101	7. 5. 19

京都府告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変 更 年月日
白川 渚菜	ナチュラル鍼灸院・生野	新 門真市大橋町15の4 シティライフ保川202	令 7. 5. 2
		旧 大阪市生野区林寺6の2の15	

京都府告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
遠藤 輔	永田東洋鍼灸整骨院	京都市伏見区東町212の1 ツインズスクエアウエスト1 F	令 6. 10. 1
〃	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の3 クレスビル1 F	〃

京都府告示第347号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
ユタカ薬局宇 治御蔵山	宇治市木幡平尾 4	株式会社ユ タカファー マシー	令 7. 6. 1
医療法人社団 片岡診療所薬 師堂かたおか クリニック	長岡京市今里西ノロ 7 の 1	医療法人社 団片岡診療 所	〃
医療法人優志 会ちゅうしょ クリニック	京田辺市山手西 2 丁目 2 の 10 日東センタービル 2 F	医療法人優 志会	7. 5. 1
医療法人彩都 美会ほりうち 形成外科	相楽郡精華町山田心蓮寺 10 の 1	医療法人彩 都美会	〃



京都府告示第348号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	変 更 年月日
新 医療法人社 団石錠会田 辺中央クリ ニック	京田辺市田辺中央 6 丁目 3 の 2 マジェスティ・ セントラルビル 2 F	医療法人社 団石錠会	令 7. 5. 1
旧 医療法人社 団石錠会石 丸医院			



京都府告示第351号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

京都府告示第349号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
ちゅうしょク リニック	京田辺市山手西 2 の 2 の 10 日東センタービル 2 F	中所 英樹	令 7. 4. 30
河村歯科医院	〃 松井ヶ丘 1 丁目 11 の 2	河村 裕行	〃
ほりうち形成 外科	相楽郡精華町山田心蓮寺 10 の 1	堀内 あい	〃



京都府告示第350号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	休 止 年月日
梅ヶ丘薬局	長岡京市下海印寺横山 2 の 1	福田 幸彦	令 7. 4. 1
医療法人社団 石錠会松井山 手クリニック	京田辺市山手東 2 丁目 3 D-101	医療法人社 団石錠会	7. 5. 1



令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事 業 所 の 名 称	所 在 地	廃 止 年月日
頼田 和昇	訪問看護・居宅療 養管理指導・介護 予防訪問看護・介 護予防居宅療養管 理指導	頼田内科医院	福知山市字天田473の1	令 4. 7. 1
医療法人晴楓会	〃	医療法人晴楓会洛西医院	向日市鶏冠井町楓畑25	7. 1. 31



京都府告示第352号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏 名	施術所の名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
小泉 早苗	公益社団法人 信和会川端鍼 灸治療院	京都市左京区冷泉通川端 東入中川町188	令 7. 5. 9
木村 直子	木村治療院南 丹分院	南丹市八木町鳥羽鳥柴本 11	7. 5. 23
大橋 亨	石山東洋鍼灸 ・整骨院	大津市松原町 4 の 8 リ バーサイド桂 1 F T 101	7. 5. 19



京都府告示第353号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏 名	施術所の名 称	施術所の所在地	変 更 年月日
白川 渚菜	ナチュラル鍼 灸院・生野	新 門真市大橋町15の4 シティライフ保川202	令 7. 5. 2
		旧 大阪市生野区林寺6の 2の15	



京都府告示第354号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏 名	施術所の名 称	施術所の所在地	廃 止 年月日
遠藤 輔	永田東洋鍼灸 整骨院	京都市伏見区東町212の 1 ツインズスクエアウ エスト 1 F	令 6. 10. 1
〃	宇治東洋鍼灸 整骨院	宇治市広野町一里山65の 3 クレスビル 1 F	〃



京都府告示第355号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 測量の地域
京都市北区、上京区、左京区、中京区、右京区、西京区及び伏見区地内
- (2) 測量の期間
令和 7 年 5 月 30 日から令和 8 年 3 月 19 日まで
- (3) 測量の種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 (1) 測量の地域
京都市全域
- (2) 測量の期間
令和 7 年 5 月 30 日から令和 8 年 3 月 19 日まで
- (3) 測量の種類
公共測量（3 D 都市モデル作成）

京都府告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 6 月 24 日から令和 7 年 7 月 8 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 312号
- 3 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
京丹後市久美浜町栃谷小字岩手2622から 京丹後市久美浜町栃谷小字岩手2622まで	前	最小 8.1 ^m 最大 13.7	103.0 ^m
	後	最小 16.5 最大 25.7	

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 6 月 24 日から令和 7 年 7 月 8 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 312号
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市久美浜町栃谷小字岩手2622から 京丹後市久美浜町栃谷小字岩手2622まで	令和 7 年 6 月 24 日

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第358号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
特定非営利活動法人アライアンス
京丹後市大宮町河辺970番地
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
京丹後市弥栄町黒部3444番地の 1

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による牛に係る家畜体内受精卵移植に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 講習会の期間、場所及び科目

区 分	期 間	場 所	科 目
学 科	令和 7 年 8 月 25 日（月） から令和 7 年 9 月 1 日 （月）まで	京都府農林水産技術センター 畜産センター	体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、 体内受精卵の処理及び保存
実 習	令和 7 年 9 月 2 日（火） から令和 7 年 9 月 16 日 （火）まで	京都府農林水産技術センター 畜産センター及び京都府農林 水産技術センター畜産セン ター淀高原牧場	体内受精卵の処理及び保存、受精卵の移植

2 修業試験の期間、場所、科目及び対象者

区 分	期 間	場 所	科 目	対 象 者
学 科	令和 7 年 9 月 16 日（火）	京都府農林水産技術セン ター畜産センター	体内受精卵移植概論、受精卵の生理及 び形態、体内受精卵の処理及び保存	講習会学 科修了者
実 習	令和 7 年 9 月 2 日（火） から令和 7 年 9 月 16 日 （火）まで	京都府農林水産技術セン ター畜産センター及び京 都府農林水産技術セン ター畜産センター淀高原 牧場	体内受精卵の処理及び保存、受精卵の 移植	講習会実 習修了者

3 定員

5 名程度

（府内の受講者を優先し、府外からの受講者は定員の範囲内で受講することができる。ただし、受講者の数が定員を超えた場合は、抽選により決定する。）

4 受講申請書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

令和 7 年 6 月 24 日（火）から令和 7 年 7 月 25 日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分
から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

なお、郵送による場合は、令和 7 年 7 月 25 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

受講の申込みは、住所地に応じて、次の提出先に受講申請書を提出すること。

受講者の住所地	提 出 先
京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町並びに府外の市町村	京都府農林水産部畜産課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町 電話（075）414-4987
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町及び相楽郡南山城村	京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6 電話（0774）21-2392

亀岡市、南丹市及び船井郡京丹波町	京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1 丁目 4 の 1 電話 (0771) 22-0371
福知山市、舞鶴市及び綾部市	京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 電話 (0773) 62-2743
宮津市、京丹後市、与謝郡伊根町及び与謝郡与謝野町	京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 電話 (0772) 62-4305

5 その他

- (1) 受講申請書は、京都府農林水産部畜産課及び京都府広域振興局において配布する。
なお、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/chikusan/>) からダウンロードすることができる。
- (2) 受講者は、講習会において使用するテキストを事前に購入し、講習会初日に持参すること。
使用テキスト：家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編（別冊を含む。））
購入先：一般社団法人日本家畜人工授精師協会
（電話 (03) 5621-2070、ファクシミリ番号 (03) 5621-2077）
U R L <https://aij.lin.gr.jp/index.html>
- (3) 講習についての問合せは、京都府農林水産部畜産課（電話 (075) 414-4987）に行うこと。



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社林建材
代表取締役 林 正広
京丹後市弥栄町堤220番地
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘（採石）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
京丹後市弥栄町芋野小字大谷10078番12ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
8.5ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和 7 年10月13日から令和12年10月12日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間

昭和58年 8 月 1 日から令和17年10月12日まで

- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京丹後市弥栄町芋野地内の一部に存する道路（林道大谷線及び市道内記堤線）（次の図のとおり）	定期的に周辺道路の清掃を行う。 場内でタイヤを洗浄してから出入りする。
交通量の増加	〃	開発区域内の通過に際しては、時速15km以内で走行する。 林道大谷線と市道内記堤線との交差点にカーブミラーを設置し、車両の安全を確保する。
濁水の発生	京丹後市弥栄町芋野地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内に降った雨は、全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後、場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内の最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、全て調整池に

		集水し、流量調整後に場外に排出する。 土砂を定期的に除去し調整池の容量を確保する。
粉じん及び騒音の発生	開発区域の中心より半径200m以内の範囲 (次の図のとおり)	開発区域の外周に残置森林及び造成森林を設け、周辺への影響を低減させる。 プラントから発生する騒音については、プラントを建屋で囲み、騒音を緩和し、粉じんの発生箇所には適時散水し、飛散を防止する。

(8) 縦覧場所
ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
京丹後市峰山町丹波855番地
イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
ウ 京丹後市農林水産部農林整備課
京丹後市大宮町口大野226番地
エ 株式会社林建材
京丹後市弥栄町堤220番地

(9) 縦覧期間
令和 7 年 6 月 24 日 (火) から 令和 7 年 7 月 23 日 (水) まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先
ア 提出期間
令和 7 年 6 月 24 日 (火) から 令和 7 年 7 月 23 日 (水) まで
イ 提出先
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)

2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社林産業
代表取締役 林 仁
京丹後市久美浜町神崎33番地の 1

(2) 林地開発行為の目的
土石の採掘 (真砂土)

(3) 林地開発行為をしようとする区域
京丹後市久美浜町円頓寺小字矢入谷10001番ほか
(次の図のとおり)

(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
2.8ヘクタール

(5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和 7 年 11 月 12 日から 令和 10 年 11 月 11 日まで

イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
平成 27 年 4 月 30 日から 令和 22 年 3 月 31 日まで

(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有

(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
騒音及び振動の発生	京丹後市久美浜町円頓寺小字矢入谷地内の一部に存する範囲 (次の図のとおり)	騒音や振動を抑制するため、低騒音型の建設機械を使用し、早朝深夜は、重機や運搬車両の使用は行わない。
土ぼこりの発生	〃	土ぼこりの発生時には、散水を行い、飛散を防止する。
周辺道路の汚損	京丹後市久美浜町円頓寺小字矢入谷地内の一部に存する道路 (次の図のとおり)	運搬車両に付着した土砂等を除去し、持ち出しを防止するため、場内の出入口付近に洗車場を設置する。 道路を汚損した場合は速やかに清掃及び修繕を行う。
交通量の増加	〃	場内への出入りに際しては、安全確認を徹底し、車両運転者に安全運転の指導を行う。 出入口付近にダンプ出入口の標識を設置し、注意喚起を行い、安全な離合に留意する。 走行については、地元車を優先し、徐行する。
土砂流出及び濁水の発生	京丹後市久美浜町円頓寺小字矢入谷地内の一部に存する範囲 (次の図のとおり)	場内排水を全て沈砂池に集水し、土砂を沈下させた後に場外に排水する。 沈砂池容量を満足するため、沈砂池の土砂を定期的に除去する。
河川水量の増加	〃	雨水は場内の中段と最下流部に設置した調整池に集水し、流量を調整後に場外に排出する。 調整池容量を満足するため、調整池の土砂を定期的に除去する。

(8) 縦覧場所

ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

京丹後市峰山町丹波855番地

イ 京都府農林水産部森の保全推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ウ 京丹後市農林水産部農林整備課

京丹後市大宮町口大野226番地

エ 有限会社林産業

京丹後市久美浜町神崎33番地の1

(9) 縦覧期間

令和 7 年 6 月 24 日 (火) から 令和 7 年 7 月 23 日 (水) まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

令和 7 年 6 月 24 日 (火) から 令和 7 年 7 月 23 日 (水) まで

イ 提出先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地

京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 6 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

相楽郡精華町大字植田小字堂ヶ島41の1、41の2の一部、41の3の一部、小字寺東53の4、53の5の一部、町有地

(関連区域)

相楽郡精華町大字植田小字堂ヶ島40の3の一部、41の2の一部、41の4、75の3の一部、小字寺東52の4の一部、53の2の一部、53の3の一部、町有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市下京区河原町通五条東入御影堂町5

京都建物株式会社